

3.9 情報通信振興部門

部門概要

中期計画期間全体

目 標

- (1) 業務運営全般において、計画的な業務執行、関係機関との連携により、効率的・効果的に実施する。
- (2) 情報提供業務において、利用の増加及び利用者の満足度向上を図る。
- (3) 助成金交付・債務保証・利子補給・出資等の事業振興等業務について、支援メニューの総合的な案内、標準処理期間の設定、公募の周知、利用者アンケート調査や実績評価等を実施する。
- (4) 債務保証勘定及び出資勘定の財務内容の健全性を確保する。

目標を達成するための内容と方法

以下の取り組みを推進する。

(1) 情報通信ベンチャー等の育成のための支援

①情報通信ベンチャー等への情報提供

- ・「情報通信ベンチャー支援センター」のホームページを開設し、情報通信ベンチャー及び創業を目指す個人を対象に必要な情報を提供する。
- ・リアルな場でのイベント・セミナーを開催し、起業に必要な知識の習得やベンチャー企業と大手企業の交流・マッチングを支援する。

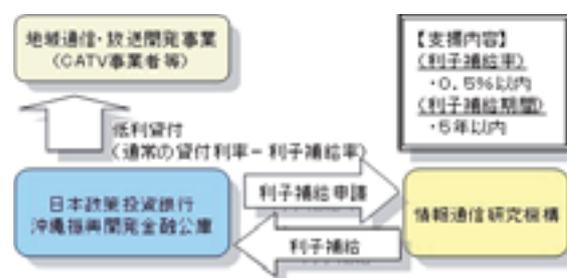


情報通信ベンチャー助成金

②特定通信・放送開発事業に対する支援

ア 通信・放送新規事業

通信・放送事業分野に属する事業のうち、情報通信ベンチャーが行う新たなサービスを提供する事業又は新技術を用いてサービスの提供の方法を改善する事業に対して、2千万円を限度とする助成金の交付、テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた2億円を限度とする出資、12億円を保証限度額とする債務保証を行う。



地域通信・放送開発事業に対する利子補給

イ 地域通信・放送開発事業

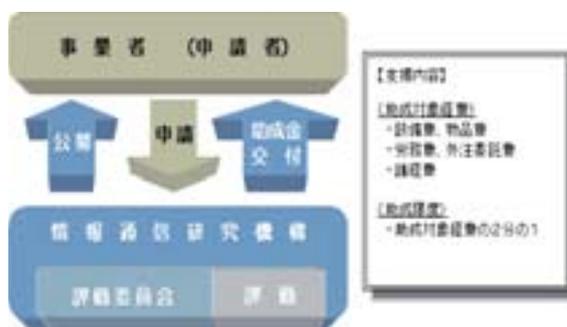
通信・放送分野に属する事業のうち、大都市以外の地域において行われる電気通信の高度化に資する事業(ケーブルテレビ、コミュニティFM等)に対して、日本政策投資銀行又は沖縄振興開発銀行が行う貸付に対し5年を限度として利子補給を行う。

(2) デジタル・ディバイド解消のための支援

③通信・放送身体障害者利用円滑化事業に対する支援

ア 身体者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

身体障害のために通信・放送役務を利用するのに支障がある者に対する役務提供又は開発する者に対し、助成対象経費の1/2を限度として助成を行う。



身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

イ 字幕番組等制作促進助成金

公益法人が行う字幕番組、解説番組等の制作に対し、助成対象経費の1/2（字幕番組については、在京キー局は1/6、在阪準キー局は1/4）を限度として助成を行う。



字幕番組等制作促進助成金

② テレビジョン難視聴解消のための支援

ア 衛星放送受信設備設置助成金

テレビジョン難視聴解消の促進を図るため、NHK テレビジョン放送（地上放送）が良好に受信できない地域において、衛星放送の受信設備を設置する者に対して、設置に要した経費の1/4相当額（ただし、1世帯当たり2万5千円を限度）を助成する。

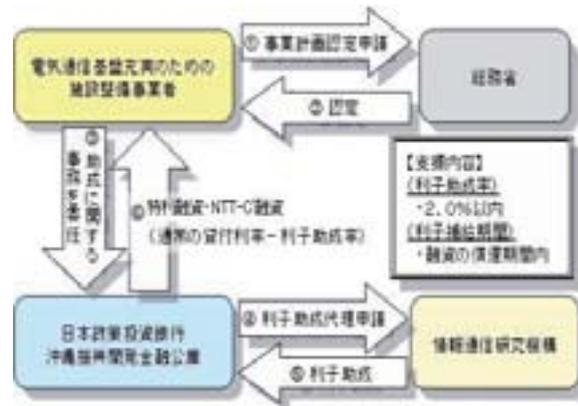


衛星放送受信設備設置助成金

(3) 情報通信インフラの高度化のための支援

① 電気通信基盤充実のための施設整備事業に対する支援

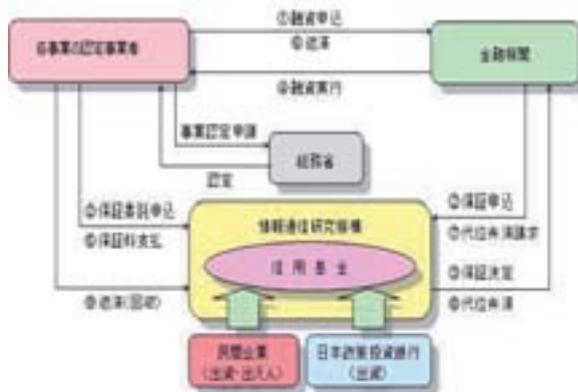
情報流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、(ア) 電気通信業の用に供する施設であって、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための施設の整備を行う事業（高度通信施設整備事業）、(イ) 電気通信システムの高度な信頼性を実現するための施設の整備を行う事業（信頼性向上施設整備事業）、(ウ) 光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業（高度有線テレビジョン放送施設整備事業）を行う者に対して、債務保証及び利子助成を行う。



利子助成

② 高度テレビジョン放送施設整備事業に対する支援

地上デジタル放送の早期普及を図るため、地上デジタル放送を行うための無線設備及び同放送の放送番組を制作するための設備の整備を行う事業に対して、一事業者当たり10億円を限度として債務保証を行う。



債務保証

今年度の計画及び成果については、各室の報告を参照されたい。